

Q1.高病原性鳥インフルエンザとは何ですか。

我が国の家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について「国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により、高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病」と規定しています。

高病原性の診断基準は、最低 8 羽の 4～8 週齢の鶏に感染させて、10 日以内に 75%以上の致死率を示す等の定められた要件を満たす場合に高病原性鳥インフルエンザと判定するとしています。

なお、我が国では、上述の致死率等を示さなくても、H5 型、H7 型のウイルスによるものは低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）として、HPAI と同様に殺処分等の防疫措置が講じられています。